



来院される取引業者の方へ



取引業者等の 院内原則立入禁止について

製薬会社・医療機器・情報機器等関連業者の立入原則禁止について

- 以前からお知らせしているとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため、**病院内への立ち入りは「原則禁止」**です。
ただし、以下に該当する場合は立ち入りを許可しています。
- 病院内の部署へ納品を行う場合
- 本院からの訪問要請に基づく訪問等の場合
 - * 病院長の許可が必要です。許可に際し、次の3点を確認いたします。
 1. 来院の14日前から及び当日の健康観察状況
 2. 来院3日前以内のPCR陰性証明を持参（持参できない場合は立ち入り不可）
 3. ワクチン接種の有無の確認（未接種でも、PCR陰性であれば立ち入りを許可します）

健康観察・手指衛生・マスク着用の徹底

- 納品のために日常的に来院されている取引業者の方も、毎日の健康観察を強化してください。
- 直近14日間において海外または特定地域に滞在された方につきましては、ご相談ください。
- 納品の際には、地下1階業者用入口からお入りください。
- 院内に入る際や納品後など、院内においては適宜手洗い・手指消毒を徹底してください。
- マスクをご着用ください。
- 貴事業所内にて新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者が発生した場合には、直ちに電話連絡をお願いします。